

Q1 特別支援教育とは

1 特別支援教育の理念

特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた、主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

2 特別支援教育の流れ

平成17年12月、中央教育審議会は、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」を取りまとめました。この答申において、障害のある幼児児童生徒の教育の基本的な考え方について、特別な場で教育を行う従来の「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に発展的に転換することが提言されました。

さらに、平成19年の学校教育法の一部改正により、学校教育法第81条第1項では「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、（中略）教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、（中略）障害による学習上の困難を克服するための教育を行うものとする」と示され、全ての幼稚園、学校において特別支援教育の理念に基づく適切な指導及び支援を行うことが法的にも義務付けられました。

このような流れの中で、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において行われることになりました。

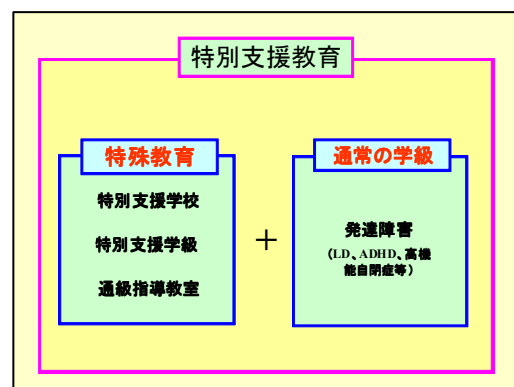
3 特別支援教育を推進するために

平成19年4月、特別支援教育の基本的な考え方や留意事項等が「特別支援教育の推進について」と題した初等中等教育局長通知によって示されました。特別支援教育実施の責任者としての校長の責務をはじめ、特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組として、①特別支援教育に関する校内委員会の設置、②実態把握、③特別支援教育コーディネーターの指名、④関係機関との連携を図った「個別的教育支援計画」の策定と活用、⑤「個別の指導計画」の作成、⑥教員の専門性の向上について述べられています。

また、教育活動を行う際の留意事項等には、以下の内容等が示されています。

○障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がける。

○障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分に検討し、早期から組織的、計画的、



継続的に実施すること。なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要がある。

- 障害のある児童生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、児童生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図る。
- 障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会をもつなどして、組織的な支援が実施できるようにすることが望ましい。
- その他「学習上・指導上の配慮及び試験などの評価上の配慮」「生徒指導上の留意事項」「支援員等の活用」についての留意事項について述べられています。

